

高額介護合算療養費制度



医療保険と介護保険における自己負担額の合算が高額となった世帯の負担軽減を図る制度です。

世帯内で同じ医療保険に加入する方全員の令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、限度額を超えた場合に、その超えた額を支給します。

※障害者医療費助成の受給者で、高額介護合算療養費が支給される場合、すでに支給した助成金は返納いただきます。対象者には通知を送付いたします。

手続き

該当世帯には、4月中旬から順次「お知らせ」を送付します。同封の申請書を提出してください。

なお、令和5年8月～令和6年7月の間に住所変更された方や医療保険に変更があった方、死亡された方がいる世帯には、「お知らせ」を送付できない場合があります。該当すると思われる方は、お問い合わせください。

介護保険について 問 高齢福祉課介護保険係 ☎364-1204
国民健康保険について 問 保険年金課給付年金係 ☎355-6503
後期高齢者医療保険、障害者医療費助成について 問 保険年金課医療係 ☎355-6519

国民健康保険税の税率改定について

国民健康保険は、病気やけがにより医療機関で受診する場合に給付を行う医療保険制度です。国民健康保険税と公費により運営されていますが、国民健康保険税の税率を低く抑えてきたことにより、赤字の状態が続いています。国民健康保険の健全な財政運営を図るため、令和7年度から税率の改定を行います。加入者の皆様にご負担をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。詳細は、令和7年3月に発行した国民健康保険特集号または市ホームページをご覧ください。



制度について 問 保険年金課保険企画係 ☎355-6497
税額について 問 税務課諸税係 ☎355-5916



国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書を4月中旬に送付します

問 税務課諸税係 ☎355-5916

国民健康保険税を普通徴収(納付書や口座振替)で納付されている方には4月中旬に「国民健康保険税(暫定賦課)納税通知書」を、特別徴収(年金から差し引き)で納付されている方には4月中に「仮徴収税額通知書」を送付します(現行税率により算定された税額です)。

なお、令和7年4月以降に加入した方には7月に本算定賦課の納税通知書を送付します。

改定された税率により算定した税額は、7月の本算定時の納税通知書等により通知します。

所得の申告はお済みですか?

国民健康保険税の計算には、加入者全員と、世帯主の所得の申告が必要です。

申告がお済みでない方は、所得がない場合でも申告してください。



■国民健康保険税の納付方法と納付月■

仮徴収 令和7年2月(令和6年度)の税額と同額

本徴収 令和6年1～12月の所得を基に計算した税額から仮徴収税額を差し引いた額(改定された税率を用います。)

特別徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期

暫定賦課 令和6年度の税額を基に計算

本算定賦課 令和6年1～12月の所得を基に計算した税額から暫定賦課額を差し引いた額(改定された税率を用います。)